

# 全日教連 要望結果報告

(発行 平成30年11月19日)

## 第8次中央要請行動

### 児童生徒の安全確保に係る施策等の推進に関する要望

警察庁

要望日時 平成30年11月7日(水) 13:30~14:00

回答者

【生活安全局】

少年課

※ 捜査の都合上、御名前や手交写真は掲載できま

生活安全企画課

せん

要望者

【全日本教職員連盟】

委員長 郡司 隆文

副委員長 山本 純

執行委員 北村 顕吾

単位団体専従 藤野 英二

事務局長 中道 敬

事務局次長 太田 貴也

島村 暢之 原井 和彦

## 要望(全日教連)

- 「登下校時における児童生徒等の安全確保について(依頼)」(平成30年7月11日:文部科学省発出)に係る緊急点検の結果を関係省庁と共有し、各警察署に対して関係諸機関と連携して安全確保の対策を講ずるよう指導すること
- 虐待等、複雑化・多様化する子供や家庭をめぐる問題に対応するために、各警察署に対して要保護児童対策地域協議会への参加等、関係諸機関と積極的に連携するよう指導すること
- SNS等のコミュニティサイト利用による児童生徒の被害を防止するために、また、児童生徒が加害者となることのないように、関係諸機関と連携して、引き続き啓発活動を展開すること
- 上記3に関連し、子供の安心・安全を確保するために取り締まりを強化すること

## 回答(警察庁)

### ●要望1について

全日教連の要望の通り、「登下校時における児童生徒等の安全確保について(依頼)」に係る緊急合同点検の結果を関係省庁と共有して、児童生徒の安全確保に係る対策を推進していくことは非常に重要であると考えている。本年5月に新潟県において2年生児童が命を落とした痛ましい事案を受け、政府において関係省庁閣僚級会議(6月18日)が開催され、「登下校防犯プラン」が策定され、緊急合同点検が実施された。この点検の取りまとめは文部科学省になるが、点検の過程において警察をはじめとする関係機関が点検の前もしくは、点検結果に基づいた対策について知見を生かした意見具申を行うこととなっている。警察においては、抽出された危険箇所について、重点的なパトロール等警ら活動に反映しているところである。取りまとめ結果の共有について、警察庁は先のプランの全体の統括を担っている。現在文部科学省において点検結果を集計中であるので、結果がまとまり次第、共有を図り、更なる対策について関係省庁と共に検討していく。児童生徒の安全確保は、警察や学校のみ

で行えることではないと認識している。国においては警察庁と文部科学省が、現場レベルでは警察、教育委員会、学校、保護者が、地域ボランティア等が手を携えて安全な環境を確保していく所存である。

## ●要望2について

虐待の件数については、右肩上がりでは通告件数等が増えており、非常に厳しい状況にあるという認識である。先般目黒区において5歳女児が命を落とした痛ましい事案を受け、虐待防止対策関係閣僚会議（7月20日）が開催され、児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策がまとめられ、緊急に行うべき対策と普段から総合的に着実に推し進めるべき対策が示された。児童虐待防止対策を担う関係省庁として、厚生労働省、警察庁、文部科学省、法務省そして、内閣府があり、全体的な取りまとめをするのは、厚生労働省となる。しかしながら、地域での活動となると、中心を担うのは、児童相談所、警察、学校ということになるので、普段から連携ということを意識した活動が求められていることは承知している。今後は、緊急対策においては児童相談所と警察が中心となり情報共有を図る等、より専門的知見からの対応を担い、学校は普段から総合的に着実に進める対策を担うと位置付けられている。

要保護児童対策地域協議会（以下：要対協）については、3つのカテゴリーにより構成されている。一番上のカテゴリーが、代表者会議（警察署長や校長等の各機関の代表者で構成され、市町村における支援体制について確認する会議）。更に、その下のカテゴリーが、実務者会議（要対協が対象とする全てのケースを進行管理するための会議）。その下が、個別ケース検討会議（直接関わる担当者が、具体的な支援を進めていくための会議）である。現在、警察の代表者会議への参加は100%となっている。また、ケース会議については、福祉的分野のニーズに応えるということから、警察というよりは児童福祉司やソーシャルワーカー（SW）等が参加することになる。しかし、実務者会議への参加は約50%の参加率であり、その理由としては、警察が介入する部分が少ないという実情があったと考えられる。しかし、児童虐待の防止等に関する法律（平成28年度改正）には要対協の強化が謳われており、改正の目指すところにも則り、実務者会議への参加や実質的な役割の強化というものを果たしていきたいと考える。

## ●要望3について

SNS等の利用による被害児童数は増加傾向にあり、昨年度は、統計を取り始めた平成20年度以降で、1,813名と最も多くなった。今年の上半期は856名であり、予断を許さない状況に変わりはない。記憶に新しいところでは、自殺願望をSNSに書き込んだ女子生徒が命を奪われた座間の事案等が発生し、取り締まりの強化等、緊急に対策を講じていかなければならない。これに関連し、「青少年インターネット環境整備法」が改正され本年2月から施行されており、販売店等において契約者或いは使用者が青少年かどうかの確認やフィルタリングの説明等が義務化された。また、本年7月には「第4次青少年インターネット環境整備基本計画」が策定され、インターネットの適切な利用が推進されるように国を挙げて取り組んでいるところである。現場サイドにおいては、学校現場において非行防止教育やサイバー防犯教室等を実施し、啓発活動等を展開している。警察庁の取組としては、「ネットを通じた子供の性被害の防止に向けた、国家公安委員会委員長との共同メッセージ（平成29年6月）」の発出を行うとともに、「夏休みを迎える君たちへ～ネットは危険もいっぱい～」というリーフレットを文部科学省と共同で作成し配布した。今年度も、実際に起きた事例を基に具体的に踏み込んだリーフレットとしてリニューアルしたところである。引き続き、関係省庁と連携しながら、被害防止の対策を推進していきたい。

## ●要望4について

要望3だけではなく、1にも関連しながら取り締まりを展開しているところである。通学路等での被害防止の観点から、かなり詳細な不審者情報等を防犯ネットや教育委員会メール等を利用して発信している。実質の行為者に対しては、平成21年度から子供女性安全対策班を全国の警察に設置して、子供等を対象とした性犯罪や重大犯罪の前兆事案（つきまといや声かけ事案等）についても情報収集・分析を行い、行為者の検挙のみならず、犯罪に至らないように先制予防的な活動を行っている。これらを積極的に行うことによって、子供等が被害者となるような事案の未然防止に努めているところである。

## 意見及び回答

### ●SNS利用による被害を防止することについて

#### 【全日教連】

山口県においても、SNSを介した自画撮り被害が起こっている。青少年インターネット環境整備法が改正され、販売店等において契約者或いは使用者が青少年かどうかの確認やフィルタリングの説明等が義務化されたとのことであるが、実際に契約する時には、販売店から「フィルタリングはすぐに外せませう」といった説明を受けたとの情報もある。販売店において、年齢確認やフィルタリングの説明義務が適切に行われているかどうかの確認をしていただけると有難い。フィルタリングの重要性に関連する啓発活動についても更に推進してほしい。

#### 【警察庁】

現場の声として承る。

#### 【全日教連】

SNSを介した様々な被害に関連し、高等学校では誹謗中傷等の書込が問題となっている。学校で対応するには限界があるので、書込を行った者の特定や検挙等を警察にお願いしたいがどうか。

#### 【警察庁】

誹謗中傷を受けた本人から被害届が出されれば、発信元の特定等のための捜査を行うことは可能であると考えられる。内容が脅迫や名誉毀損等に該当しないような場合は、難しい面もあるので、個別具体によつての対応となる。

#### 【全日教連】

「ネットを通じた子供の犯罪被害防止に向けて」のリーフレットの中で、自画撮りによる被害が515人とあるが、この数字は実際に被害に遭った児童生徒ということか。

#### 【警察庁】

これは、警察が検挙した中で、立件できた（被害児童生徒に辿り着いた）数である。よつて、警察庁では、氷山の一角と捉えており、実際の数はこれよりも遙かに多いと考えている。実際の事例では、芸能人等になりすまして自画撮り画像を要求したり、SNSで利用できるスタンプの無料譲渡を騙つて連絡してきた児童生徒を脅したりという手口があり、一人の被疑者の携帯端末から何百枚という自画撮りデータが押収されたこともある。引き続き被害防止に向けた啓発活動等を文部科学省と協力しながらしっかりと展開していく。

### ●児童相談所の機能強化等について

#### 【全日教連】

警察と児童相談所、学校等が情報を共有して虐待等の防止のための対策を進めることが求められているが、実際問題として連携が有効に機能しない事例はあるのか。

#### 【警察庁】

個別に対応していると、個人情報保護という名目で、なかなか情報が提供されない面がある。これを解消するために要対協があり、この中において強い守秘義務が課せられてはいるが、児童福祉法第25条（3）に「協議会は、前条第二項に規定する情報の交換及び協議を行うため必要があると認めるときは、関係機関等に対し、資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる」と規定されている。危機感をもって、要対協の中で情報の共有を進めていきたい。

### ●学校と警察の連携について

#### 【全日教連】

開かれた学校ということで様々な方が来校し、残念ながら少数ではあるがと教職員とトラブルになる事案も発生している。トラブルが予見されれば、警察に連絡して対応をお願いしても良いのか。

#### 【警察庁】

まずは管理職が対応し、警察への連絡が必要と判断されれば連絡してほしい。なお、事前の相談ということであれば、可能である。専門的な知見を生かして助言していくことができる。